

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 1 月 26 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600378号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600060号

第1 結論

昭和45年10月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年10月から昭和52年3月まで

私は、20歳になった昭和45年*月当時は学生であり、国民年金の加入は任意であったが、国民年金制度を信頼し、自身も国民年金に任意加入していた母から、「国民年金に加入して、保険料も払っている。」と在学中に聞いたことを覚えているので、母が、私の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

請求期間について、国民年金保険料の領収証書は見付けることができず、納付してくれていた母も亡くなっているため、当時の状況を確認することはできないが、母が国民年金保険料を納付してくれていたことは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、その母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた旨陳述しており、オンライン記録によると、請求者の母については、請求期間と同じ期間の国民年金保険料を納付済みである。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続きを行い、国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月19日にA県B市において払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者等の加入記録から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続きは同年8月に行われたものと推認できる。この場合、当該加入手続き時点まで、請求者は国民年金に未加入であり、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を現年度納付することができず、このことは請求者の陳述と符合しない。

また、前述の加入手続き時点(昭和52年8月)において、請求期間のうち、大半の期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、一部の期間については過年度納付が可能であるが、請求者から、国民年金保険料を遡って納付したとの陳述も得られない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名で氏名検索を行ったほか、B市における国民年金手帳記号番号払出簿を視認したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600435号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600185号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年1月21日から同年2月1日まで

A社には平成2年1月31日まで勤務したにもかかわらず、同社の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が同年1月21日となっているので、当該喪失年月日を同年2月1日に訂正してほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正は認められなかった。

しかし、請求期間までの給与は平成2年1月30日に口座振込みで、請求期間の給与は退職後に現金で支給されたと記憶していたところ、当時の給与計算担当者から、「平成2年1月31日付けで銀行口座を解約して、平成2年2月1日から現金出納簿に移し替えた。」と聞いたので、A社に保管されている現金出納簿の内容を確認の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) A社から提出された請求者に係る退職届には、平成2年1月5日付けで「この度一身上の都合により一月二十日を以って退職致します」と記載されており、請求者の署名及び押印が確認できること、ii) A社の請求期間当時の給与計算担当者は、「従業員の退職日は、退職届に記されている日としており、健康保険証の返却を受けて退職を確定していた。」旨回答しているところ、オンライン記録によると、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失処理年月日及び健康保険被保険者証の回収年月日は、いずれも平成2年1月25日と記録されていることから、同社は、同日以前に請求者に係る資格喪失の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが確認できること、iii) 厚生年金保険の被保険者資格は退職日の翌日に喪失するところ、雇用保険の記録によると、A社における請求者の離職年月日は、平成2年1月20日と記録されており、厚生年金保険の資格喪失年月日(平成2年1月21日)と符合すること、iv) A社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除の有無を確認できる資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができないことなどから、既に平成27年10月2日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする近畿厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は請求期間に係る給与について、当時の給与計算担当者から、現金出納簿に移し替えたと聞いたので、A社に保管されている現金出納簿の内容を確認してほしいとして、再度訂正請求を行っている。

しかしながら、A社は、請求期間当時の現金出納簿について、「保管していない。」と回答しており、当該現金出納簿の内容を確認することができない。

そのほか、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

と認めることはできない。